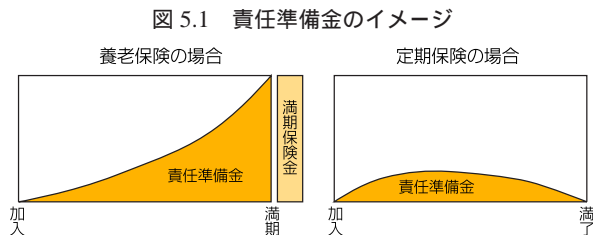


## 5.1 責任準備金とは

責任準備金とは、保険会社が、将来の保険金や給付金の支払のために積み立てておくための準備金です。したがって、将来に支払う予定の金額の合計額から、将来に受取る予定の保険料の合計額を差し引いて求められることになります。ただし、将来の金額は、期間に応じて相応の割引係数で割り引いて計算します。

$$\begin{aligned} \text{責任準備金} = & \text{将来の保険金や給付金の支払現価} \\ & - \text{将来の保険料収入の現価} \end{aligned} \quad (5.1)$$

図 5.1 は、代表的な保険である養老保険と定期保険の責任準備金のイメージを図示したものです。



養老保険の責任準備金は、保険期間の経過に従い増加し、最終的（保険契約の満期時）には、満期保険金額と同額の水準に達します。保険会社は、この責任準備金を取り崩して、満期保険金を支払うため、その時点で、（保険会社に）損益は発生しないこととなります。

定期保険の場合は、一般的に、保険期間のある時期まで責任準備金が増加しますが、それ以降は減少に転じ、最終的（保険契約の満了時）には、責任準備金はゼロになります。定期保険の場合、保険契約が満了したことにより、保険会社が支払う保険金はありませんので、やはり、（保険会社に）損益

は発生しないこととなります。

双方のタイプについて、保険期間の終了のときの損益について述べましたが、保険期間の途中の場合も同じになります。すなわち、もし、保険契約に関する資産が会社の予想したとおりの利回りで運用され、会社の予想するとおりに保険金の支払いがあるのであれば、保険会社にとって損得は生じません。責任準備金は、その目的どおり、会社の損益を発生させないための準備金として機能していることとなります。

## 5.2 平準保険料

平準保険料という言葉は専門用語かもしれませんが。保険期間を通じて保険金や給付金が支払われる可能性は一定ではないのに、保険料は保険料払込期間を通じて定額になっているような保険料のことをいいます。たとえば、30歳の人が60歳満了の定期保険に加入したとします。30歳のときと、40歳のときでは、被保険者の人が死亡する可能性は同じではありません。30歳のときより40歳のときのほうが高くなります。それでも保険料は一定額にしてしまうというやり方です。保険期間の前半に少し多めの保険料を支払っておき、保険期間の後半ではそれを取り崩していくというイメージです。

契約者の側から考えれば、高齢になってから高い保険料を支払うことに抵抗を感じる場合が少なくないので、平準保険料は理に適った方法といえるかもしれませんが。逆に、毎年、保険料を更新する方法もあります。それは、長期間の保険契約ではなく、毎年更新するタイプの保険です。日本では、損保ジャパン DIY 生命からこのような保険が発売されています。図 5.2 と表 5.2 は、同社の保険の加入年齢と保険料を示したものです。

毎年更新型の保険でない場合、つまり、平準保険料を採用している保険の場合、責任準備金が生じます。それは、給付に必要な保険料と実際に支払っている保険料に一時的なずれが生じるからです。図 5.3 はそのイメージを明示したものです。

保険期間の前半に少し多めに支払った保険料は、保険期間の後半不足する

図 5.2 加入年齢と保険料

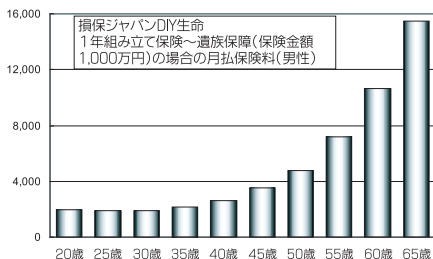


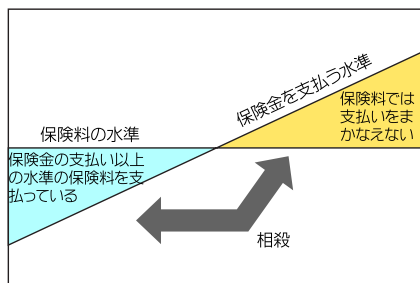
表 5.1 加入年齢と保険料

加入年齢	月払保険料 (円)
20 歳	1,930
25 歳	1,920
30 歳	1,920
35 歳	2,150
40 歳	2,640
45 歳	3,540
50 歳	4,770
55 歳	7,170
60 歳	10,630
65 歳	15,490

損保ジャパン DIY 生命 1年  
組み立て保険～遺族保障(保険  
金額 1,000 万円)の場合の月払  
保険料(男性)

金額と相殺されます。保険期間全体で考えると、保険料は保険金の支払いをまかなうに必要な金額になっているというイメージです。

図 5.3 平準保険料のイメージ



### 5.2.1 保険料が途中で変わる保険

バブル直後のころ、「ステップ払込方式」とか「修正払込方式」と名前のついた保険が販売されました。景気の低迷とともに市中金利が下がり、それとともに、生命保険の予定利率が下がったために保険料が上がってしまいました。そこで、契約の当初の保険料の負担を少なくする代わりに、保険料払込期間の途中から保険料を上げるという方式の保険料を設定した保険契約が人気を博したのです。これが、前述の、「ステップ払込方式」あるいは「修正払込方式」という保険です。

図 5.4 ステップ払込方式のイメージ

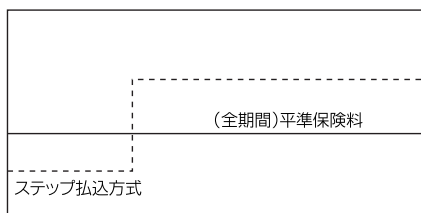
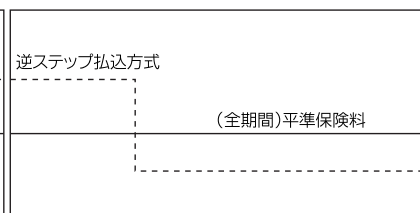


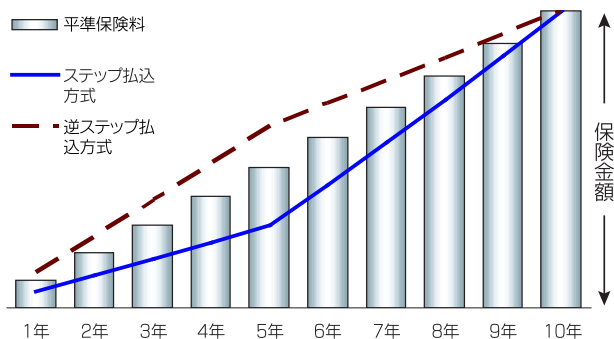
図 5.5 逆ステップ払込方式のイメージ



さらに、最近では、「逆ステップ払込方式」ともいうべき保険料の設定を行った保険が販売されるようになりました。これは、「ステップ払込方式」とは逆に、「現在は保険料を払えるけど、将来、今と同じだけの保険料を支払うことに不安がある。」というニーズに対応しています。

ステップ払込方式も逆ステップ払込方式も、毎年保険料が変動するわけではないという意味では、平準保険料の一種と考えることができます。ただし、責任準備金には少し差異が出てきます。図 5.6 は養老保険についてそのイメージを示しています。責任準備金に関しては、ステップ払込方式 < 平準保険料 < 逆ステップ払込方式 という関係が成り立ちます。

図 5.6 保険料払込方法と責任準備金～養老保険の場合



保険期間を 10 年に設定し、ステップ払込方式では後半の保険料は前半の保険料の 2 倍に、逆ステップ払込方式では前半の保険料は後半の保険料の 2 倍と設定したときのイメージ

### 5.3 予定利率と責任準備金

式 5.1 で示したように、責任準備金は、将来の支払いの現価から将来の収入の現価を差し引いて計算されます。この現在価値の割引の際に用いられるのが予定利率です。したがって、予定利率は責任準備金に大きな影響を与える要素ということになります。

図 5.7 でわかるように、養老保険の場合、予定利率が低いほど責任準備金が多いということがわかります。「責任準備金が多いんだからいいじゃない。」と思われるかもしれませんが、予定利率が下がれば保険料も上昇しますから、そのこともあわせて考える必要があります。

ここまで、読んでいただければ次に知りたいことは、「予定利率はどのように下がってきたのか？」ということではないでしょうか？これについては、図 5.8 を参照してみてください。

平成 8 年以前は、予定利率は、保険料算出のための予定利率と負債として

図 5.7 予定利率と責任準備金のイメージ～養老保険の場合

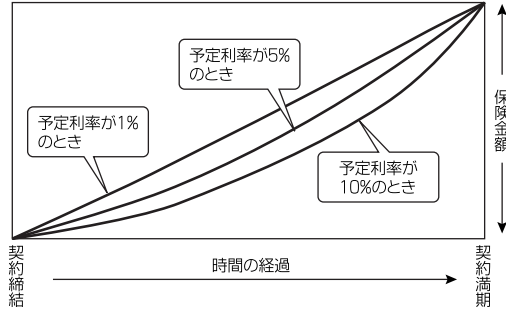
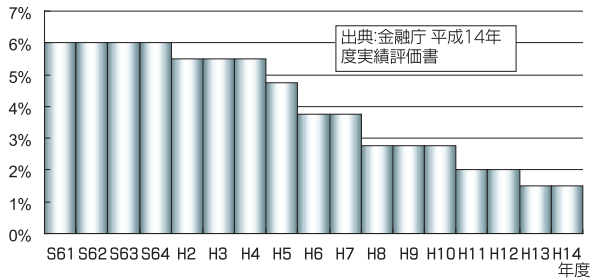


図 5.8 予定利率の推移～養老保険の場合



(注1) 昭和60年度～平成元年度の予定利率6%については、保険期間10年超20年以下の養老保険の一般的な水準  
 (注2) 平成2年度～平成4年度の予定利率5.5%については、保険期間10年超の養老保険の一般的な水準  
 (注3) 平成5年度～平成7年度の予定利率4.75%および3.75%については、養老保険の一般的な水準  
 (注4) 平成8年度以降の予定利率については、標準予定利率(平成8年大蔵省告示第48号)

の責任準備金を積立てるための予定利率は同じであり、生命保険各社で個別に設定するものでしたから、一般的な水準と注意書きがあります。ただし、実質的には、ほとんど横並びの予定利率を設定していたことも事実です。平成8年以降は、「標準予定利率」とあります。「標準予定利率」とは、金融庁で決めた一定の水準という意味の予定利率です。

## 5.4 標準責任準備金

責任準備金は、保険会社の保険金の支払能力を担保するものですから、保険会社にとって非常に重要な意味を持つものです。そのため、法令でその取扱いが事細かに決められています。まず、法律では、責任準備金の積み立てを強制しています。

保険業法 116 条 第 1 項

保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

ところで、責任準備金は生命保険会社にとって負債となります。つまり、責任準備金の額が増えるほど会社の収益を圧迫する要因になります。将来の保険金等の支払いのために責任準備金は必要だけど、その積増額<sup>\*1</sup>が大きいと会社は赤字になってしまうということになります。

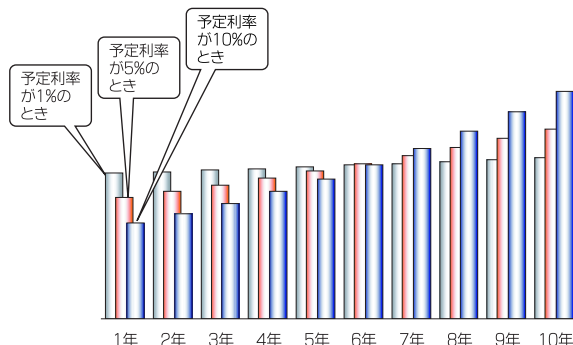
もし、養老保険において、非現実的な高い予定利率を設定したとします。そうすると、一般的に、保険料は引き下げられます。一方、責任準備金についてはどうなるでしょうか？図 5.9 は、図 5.7 の予定利率ごとの責任準備金の積増額を年度ごとに示したものです。予定利率が低い場合、責任準備金の積増額は、保険期間の前半部分で大きくなっていることがわかります。反対に、予定利率が高くなると、保険期間の後半で責任準備金の積増額が大きくなります。これは、複利の効果です。つまり、予定利率が高い場合、責任準備金の額が増えるにしがたい、利息部分が大きくなってきますので、積増部分が大きく増えることになります。予定利率が低い場合は、その逆です。

結局、非現実的な高い予定利率を設定すると、保険会社は、保険契約の期間の経過にしたがって、責任準備金をより多く積み立てていく必要が生ずるのです。

このように、予定利率を引き上げることは、保険料を引き下げること

<sup>\*1</sup> 責任準備金の年度ごとの増加分

図 5.9 予定利率と責任準備金積増額～養老保険の場合



味すると同時に、保険会社は将来、たくさんの責任準備金を充実させる（積み増す）必要が生じるようになります。現在は、安い保険料で喜ばれるけど、保険会社の責務は将来に繰り延べられているという話です。

そこで、法令では、次のような規定があります。

保険業法 116 条 第 2 項

長期の保険契約で内閣府令で定めるものに係る責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣が必要な定めをすることができる

つまり、長期の保険契約の場合、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）が、一定のコントロールをできる仕組みになっています。保険業法で内閣府令に委ねられている部分は保険業法施行規則と告示によって示されています。そして、この規定により積み立てられる責任準備金を標準責任準備金といいます。

ゴシック部分で示された対象となる契約については、保険業法施行規則 68 条と大蔵省告示第 230 号によって具体的に定められています。法令そのものは読みにくいのでまとめると、次に該当する保険は標準責任準備金の対象外となります。

1. 変額（年金）保険契約（ただし、最低保証が付いているものを除く）
2. 責任準備金を積み立てない、または、計算しない保険契約
3. 生命保険約款に責任準備金や保険料のための予定利率<sup>\*2</sup>を変更できることを明記している保険契約（一部対象外）
4. 第3分野に該当する保険契約（医療保険やがん保険など）
5. 保険期間が1年以下の保険契約
6. 外貨建の保険契約

お手元に、ご自分の加入している保険の生命保険約款があれば一度確認してみるとよいと思います。

最低保証の付いてる変額（年金）保険契約には、被保険者が死亡したときに支払われる保険金や給付金が基本保険金額や一時払保険料以下にならない保険契約や、将来支払われる年金の年金額や年金原資<sup>\*3</sup>が一定額以下にならないように設計された年金保険などが含まれます。

責任準備金を積み立てない契約の代表例は、災害割増特約<sup>\*4</sup>です。

生命保険約款に責任準備金や保険料のための予定利率を変更できることを明記している保険契約とは、生命保険約款に、「保険料率の変更」などの名称の条項が含まれている保険契約をいいます。

4 から 6 は説明は不要でしょう。保険証券を確認すればすぐにわかります。

<sup>\*3</sup> 将来の年金を支払いを担保するために必要となる金額

<sup>\*4</sup> 被保険者が交通事故などの災害で死亡または所定の高度障害状態に該当したとき特約保険金が支払われる特約。事故の発生率を一定と見積もっているため責任準備金は発生しない。